

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021 年
(令和 3 年)
10月18日
第 1127 号

さいたま市小規模企業者等給付金(第3弾) 申請開始

〔給付金額〕 1 事業者当たり一律 10 万円

〔対象者〕 常時使用する従業員数が 20 人(卸・小売業又はサービス業は 5 人)以下の事業者で

法人：市内に本社または本店を有する小規模企業者

個人：市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

令和 3 年 8 月又は 9 月の月間売上が、令和 2 年 1 月～12 月のいずれかの月の月間売上より低いことが条件

※県の時短営業協力金もしくは国の月次支援金(8・9月分)を受ける事業者は対象外

〔必要書類〕 ※登記簿謄本以外はコピーを添付すること

法人： ☐ 登記簿謄本か法人番号公表サイトの情報 ☐ 振込先口座の通帳

☐ 直近の法人税確定申告書別表一と事業概況説明書(両面)

個人： ☐ 本人確認書類(免許証・保険証等) ☐ 振込先口座の通帳 ☐ 令和 2 年分の確定申告書第一表

☐ 令和 2 年分の青色決算書もしくは収支内訳書 or 開業届 or 所在地記載の伝票 2 種類以上
or パンフレット or ホームページ等(市内に事業所があることがわかる書類)

〔申請期限〕 令和 3 年 12 月 10 日まで(申請書はさいたま市のホームページからダウンロードできます)

※事業開始直後で確定申告書がない場合でも、売上帳簿や許認可証等を添付すれば申請出来ます。



「インボイス制度の導入は中止に！」の署名運動実施中

2023 年 10 月から開始が予定されている「インボイス制度」は、年間売上 1,000 万円以下の小規模事業主にも消費税の申告・納付を強いる「小規模事業者つぶし」の制度です。すでに消費税課税事業者である事業者にとっても、厳格な記載ルールがある「適格請求書」の作成が義務になります。

大宮民商・全商連では「インボイス制度の実施中止を求める署名」運動を行なっています。すでにたくさんの方にご協力いただき、署名が集まっています！

インボイス制度に関しては、立憲民主・国民民主・共産・社民・れいわ新選組、日本商工会議所や全国青色申告会も導入反対や導入見直しの意見を表明しています。



労働保険料第 2 期の納付期限は

10 月 29 日(金)です



対象者へ通知を送付しています。保険料は指定口座へお振り込みください。

《予 定 表》

10/20(水) 埼婦協婦人学校 13:00～16:00

10/21(木) 理事会 19:00～

11/ 3(水) 埼婦協総会 10:00～16:00

11/22(月) 婦人部会 13:00～

ちょっと待った！インボイス登録申請

今年 10 月 1 日から登録申請が開始されていますが、「登録＝消費税課税事業者になる」ということです(2 年前の課税売上が一千万円以下でも！)。

まずは民商に相談してください！

埼商連幹部学校は延期です

10/24 に開催予定でしたが、衆院選挙の期間と重なるため延期に。振替日は決定次第ご案内します。

☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉タバコ税の増税に伴い、2021 年 10 月からタバコが値上がり。メビウス 540 円→570 円。セブンスター 560 円→600 円。

月次支援金を受給したら、こちらも申請出来ます

埼玉県外出自粛等 関連事業者協力支援金

給付要件

1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

給付金額：対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

給付上限額：中小法人等 …… 50,000 円／月
個人事業者 …… 25,000 円／月

申請期間：4・5・6 月分…2021 年10月15 日まで
7・8・9 月分…2022 年 1 月 28 日まで

申請方法：電子申請または郵送申請

[https://www.pref.saitama.lg.jp/](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html)

QRコード

[a0801/gaishutsu-shienkin.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html)



埼玉県感染防止対策協力金

第13期 (7/12 ~ 8/31) 申請期限は 10 月 29 日まで

第14期 (9/1 ~ 9/30) 申請期限は 11 月 30 日まで

第15期 (10/1 ~ 10/24) 10月 25 日から申請開始予定

必要書類（詳細は埼玉県 HP で確認してください）

- ☐ 申請書（県 HP からダウンロード）
- ☐ 本人確認書類のコピー（免許証など）
- ☐ 通帳のコピー（振込先口座の）
- ☐ 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- ☐ 営業に必要な許認可証のコピー
- ☐ 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- ☐ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- ☐ 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- ☐ 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- ☐ 売上証明（申告書・売上台帳等）※最低額申請の場合は不要



※早期給付の申請をした人で追加支給分がない場合でも、あらためて本申請をする必要があります。

中小法人 最大 20 万／月
個人事業主 最大 10 万／月

月次支援金 自分が該当するか確認しよう！

給付対象：緊急事態又はまん防の影響を受けて月間売り上げが 2019 年または 2020 年の同月比 50% 以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額 2019 年又は 2020 年の基準月の売上ー 2021 年の対象月の売上（上限有り）

申請方法/期間 7 月分は 9/30 まで、8 月分は 10/31 まで、9 月分は 11/30 まで

- ① 月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。
- ② ※登録確認機関による事前確認（事業の実態確認）を受ける。
- ③ 月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店 2F 予約 ☎ 0120-211-240

※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- ☐ 本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- ☐ 2019 年分 & 2020 年分の確定申告書（法人は 2019 年 1 月から 3 月まで及び 2020 年 1 月から 3 月までその期間内に含む全ての事業年度の分）
- ☐ 2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- ☐ 2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳
- ☐ 宣誓・同意書（月次支援金 HP で入手）

詳細はホームページを参照 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

QR コード

